

コンビニエンスストアでの証明書交付サービスの臨時休止について（第2報）

コンビニエンスストアでの証明書交付サービス（以下「コンビニ交付」という。）において、本日5月2日（火）午後1時30分頃から臨時休止しておりますが、今回の誤交付について、原因が戸籍システム（保守委託業者 富士通 Japan 株式会社：東京都港区）の不具合であることを確認いたしました。

コンビニ交付で利用できる手続きのうち、戸籍を除く証明書については、明日5月3日（水）午前6時30分から、サービスを再開する見通しとなりましたので御報告いたします。

1 システムの概要

コンビニ交付は、マイナンバーカードを利用して、住民票の写し・印鑑登録証明書等をコンビニエンスストアで取得できるサービスです。

2 経過（令和5年5月2日）

午前7時31分	市民が宮前区内のコンビニで戸籍全部事項証明書を発行したところ、別人の証明書が出力された。
午前11時20分	市民が区役所区民課にて証明書の誤交付について相談し、区が市民文化局戸籍住民サービス課宛て連絡
午前11時30分	戸籍住民サービス課からコンビニ交付の運用保守業者宛て調査を依頼
午後1時30分頃	原因が判明しないため、コンビニ交付を休止
午後8時20分	不具合の影響がない一部サービスの再開を決定

3 原因

戸籍システム内の不具合であることは判明しましたが、詳細については現在引続き調査中です。

4 再開・休止のサービスについて

5月3日6時30分から再開するサービス	休止を継続するサービス（再開の見込みはたっていません）
<ul style="list-style-type: none">・住民票の写し・住民票記載事項証明書・印鑑登録証明書・課税（非課税）証明書	<ul style="list-style-type: none">・戸籍の附票の写し・戸籍（全部・個人事項）証明書

5 対応状況

・システムの再開・休止について、市ホームページで周知を行っております。

※サイトリンク <https://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000091756.html>

【問合せ先】

川崎市市民文化局戸籍住民サービス課 大貫
電話 044-200-2734